

地方消費税率の引上げ分の使いみち

地方消費税率の引上げ分については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」において、社会保障施策等に要する経費に充てるとされています。平成28年度決算における充当額は以下のとおりとなります。

経費区分		決算額 (千円)	財源内訳		
			特定財源 (国県支出金等) (千円)	一般財源 (千円)	うち引上げ分の地方消費税 交付金 (千円)
社会福祉	障害者福祉	7,014,835	4,562,131	2,452,704	312,118
	高齢者福祉	742,588	84,720	657,868	83,718
	児童福祉	11,880,894	7,908,097	3,972,797	505,557
	生活保護	7,230,818	5,590,685	1,640,133	208,715
	その他	35,350	779	34,571	4,399
社会保険 (介護保険事業等)		8,788,719	1,228,202	7,560,517	962,112
保健衛生		196,762	119,685	77,077	9,808
合計		35,889,966	19,494,299	16,395,667	2,086,427

※特定財源、一般財源

国県支出金など財源の使いみちが特定されているものを特定財源、市税など財源の使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源といいます。